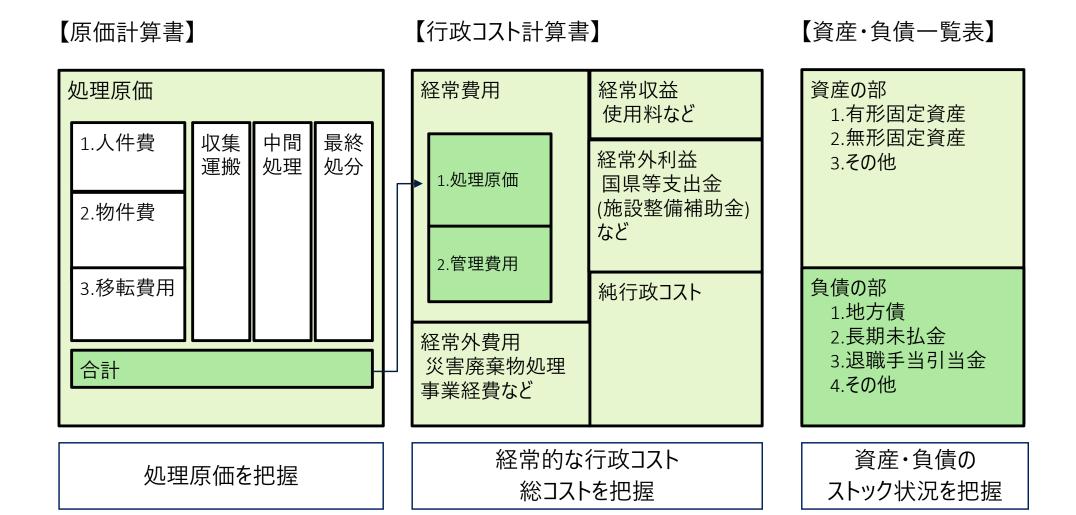
# 〈第Ⅱ部〉(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づく 財務書類について

# 説明項目

- 1.財務書類の全体像
- 2.原価計算書について
- 3.行政コスト計算書について
- 4.資産・負債一覧表について
- 5.注記情報について

## 一般廃棄物会計基準に基づき作成する財務書類は3種類です



## 原価計算書の定義は以下のとおりです

財務書類	定義 The control of the control of th
原価計算書	<ul> <li>原価計算書は、一般廃棄物の処理について、対象期間に要した費用を表したもの。</li> <li>一般廃棄物の処理に関する経常的な処理原価の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。</li> <li>原価計算書では、各作業部門における処理原価を算定し、各作業部門の原価は、生活系・事業系に区分して表示する。</li> <li>作業部門は、収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門の3つに区分する。</li> </ul>

## 行政コスト計算書の定義は以下のとおりです

財務書類	定義
行政コスト計算書	<ul> <li>● 行政コスト計算書は、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した 費用及び収益を明らかにするもの。</li> <li>● 一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。</li> </ul>

## 資産・負債一覧表の定義は以下のとおりです

財務書類	定義
資産・負債一覧表	<ul> <li>● 資産・負債一覧表は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもの。</li> <li>● 資産及び負債の全体像を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新 や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。</li> </ul>

#### 原価計算書では一般廃棄物の処理に関する経常的な処理原価を算定します

様式第2号

**F** bo T□ (== /TC **3** 

#### 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

自 令和〇〇年4月 1 日 至 令和〇〇年3月31日

	《见理原価》										
		<b>6</b> 公 安百	総額 収集運搬 中		中間処理(焼却・資源化)		資源化)	最終処分(埋め立て)		立て)	
		花領	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計
1.	_人件費										
	(1)職員給与費(一般職)										
	(2)職員給与費(技能職)										
	(3)退職手当引当金繰入額										
	(4) その他										
	小 計										
2.	_物件費等										
	(1)処理費										
	(2)委託費										
	(3)減価償却費										
	(4) その他										
	小 計										
3.	_移転費用										
	(1)組合分担金等(処理及び維持管理費)										
	(2) その他										
	小 計										
処	理 原 価 合 計										
	構 成 比 率 (%)										

- 原価計算書における**処理原価は作業部門ごとに算定**します。作業分門の考え方は**実態調査と同じ**です。
- 作業部門ごとの処理原価を、さらに「生活系」「事業系」に区分して算定します。
- 「生活系」「事業系」の処理原価の区分は、**各自治体の状況に応じて、簡易的もしくは詳細に算定**します。 具体的な算定方法は第Ⅲ部で説明します。

#### 原価計算書に計上する項目は人件費・物件費等・移転費用です

様式第2号

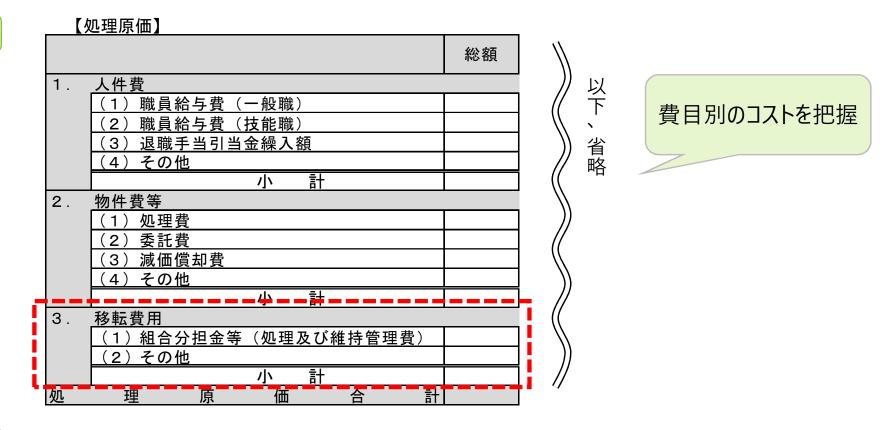


費目別のコストを把握

- 原価計算書に計上する費目は「人件費」「物件費等」「移転費用」の3つに区分されます。
- 「人件費」には、主に実態調査に計上されている人件費を基礎として、「職員給与費」 「退職手当引当金繰入額」を計上します。その他には、賞与引当金繰入額などを計上します。
- 「物件費等」には、主に実態調査にて計上されている処理費、委託費を基礎として、「処理費」「委託費」を計上する他、固定資産に関する「減価償却費」を計上します。

#### 原価計算書に計上する項目は人件費・物件費等・移転費用です

様式第2号

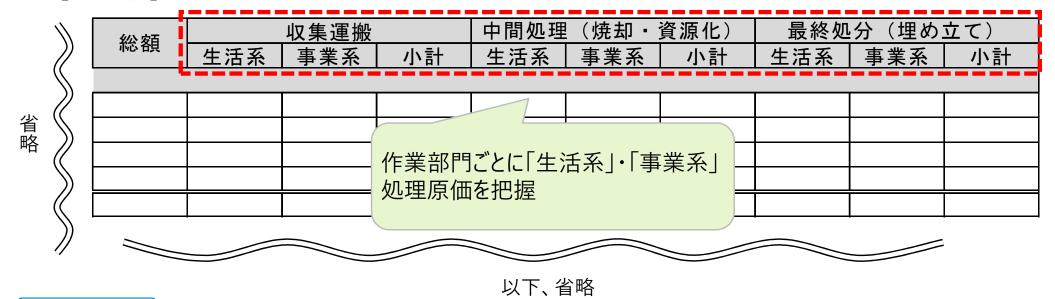


- 「移転費用」には、主に<u>「**組合分担金等」を計上</u>しま**す。</u>
- 「組合分担金等」は、実態調査における歳出の【処理及び維持管理費】に計上されている「組合分担金」を 基礎として計上します。

「処理原価」は収集運搬・中間処理・最終処分の各部門に区分し、生活系・事業系別に算定します

#### 様式第2号

#### 【処理原価】



- 原価計算書の列項目では、作業部門を 「収集運搬」「中間処理(焼却・資源化)」「最終処分(埋め立て)」の3つに区分します。
- <u>作業部門の考え方は、実態調査と同じ</u>です。
- <u>作業部門ごとに処理原価を「生活系」「事業系」に区分</u>します。

### 行政コスト計算書では、経常的な行政コストと総コストを算定します

#### 様式第3号

#### 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

自 令和〇〇年4月 1 日至 令和〇〇年3月31日

【経常	常費用】								
1.	処理原	価							
	(1)	人件費						XXX	
	(2)	物件費等						XXX	
	(3)	移転費用						XXX	
				合計					XXX
2.	管理費	用							
	(1)	人件費							
	(2)	物件費等						XXX	
	(3)	移転費用						XXX	
	(4)	その他管理	費用					XXX	
				合計					XXX
経	常	行	政		ス	۲	а	·	XXX

【経常	以益】		
1.	使用料及び手数料		
	(1) 指定袋・シール等販売収入	XXX	
	(2) 直接搬入ごみ手数料	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
2.	補助金等収入		
	(1) 国県等支出金(運営費補助金等)	XXX	
	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
3.	その他		
	(1) 資源物等売却収入	XXX	
	(2) 売電等収入	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
経	常 収 益 合 計 b		XXX

【経常	常外費用】							
1.	移転費用							
	(1)組合分	<b>分担金等(</b> 3	建設・改良	貴)			XXX	
	(2) そのか	也					XXX	
			Í	計				XXX
2.	その他							
	(1)災害原	廃棄物処理	事業経費				XXX	
	(2) 資産隊	余売却損					XXX	
	(3) そのか	也					XXX	
			ŕ	計				XXX
終	堂	M.	费	<b>B</b>	슫	計		XXX

【経常	常外収益】									
1.	施設整備補助金等収入									
	(1) 国県	等支出金	(施設整	備補助	金)				XXX	
	(2) [-	部事務組合	等]市区	町村分	担金(建	設・改.	良費)		XXX	
	(3) その	他							XXX	
				合	计					XXX
2.	その他									
	(1) 災害	廃棄物処理	里事業収	益					XXX	
	(2) 資産	<u> 売却益</u>							XXX	
	(3) その	)他							XXX	
				合	<del> </del>					XXX
経	常	外	収	ι	益	슫	ì	計		XXX
	·	·								
(	差引	)	純	行	政		ス	<b> </b>		XXX

- 行政コスト計算書では、「処理原価」に「管理費用」を加えて「経常行政コスト」を算定します。
- さらに、「**経常収益」「経常外費用」「経常外収益」を加えて**、総コストである「**純行政コスト」を算定**します。

行政コスト計算書における経常費用は「処理原価」に「管理費用」を加えて算定します

様式第3号

【経常費用】

	5貝川』								
1.	処理原価	i							
	(1)人	.件費		<del></del>	<del>\</del> + L∪			XXX	
	(2)物	件費等		原価計算	昇書より			XXX	
	(3)移	転費用						XXX	
				合計	-				XXX
2.	管理費用								
	(1)人	.件費							
	(2)物	件費等			管理書	貴用を表え		XXX	
	(3)移	転費用				2/13/25/2/	J <b>`</b>	XXX	
	(4) そ	の他管理領	費用					XXX	
				合計	<u> </u>				XXX
経	常	行	政		ス	7	а		XXX

- 「処理原価」には、原価計算書にて算定された処理原価が計上されます。
- 「管理費用」には、<u>啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、</u> <u>ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務に係る</u> <u>費用</u>を計上します。
- 「管理費用」は、「**人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に区分**します。

#### 行政コスト計算書には「経常費用」に対応する「経常収益」を計上します

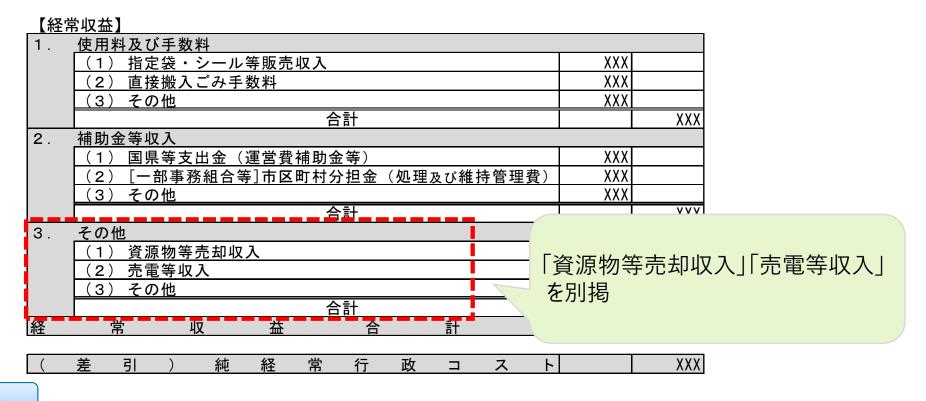
#### 様式第3号

[経	学収益]	
1.	使用料及び手数料	
	(1) 指定袋・シール等販売収入	ー XXX 有料化にかかる項目を別掲
	(2) 直接搬入ごみ手数料	The .
	(3) その他	XXX
	合計	国、都道府県等補助金のうち
2.	補助金等収入	
	(1) 国県等支出金(運営費補助金等)	経常的に支払われるもの
1	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)	XXX
	(3) その他	XXX
<u> </u>	合計	XXX
3.	その他	I vyvyl
	(1) 資源物等売却収入	XXX
	(2) 売電等収入	XXX
	(3) その他	XXX
47	合計	XXX
経	<u>常 収 益 合 計 b</u>	XXX
(	差引)純経常行政コスト	XXX
	差 引 ) 純 経 常 行 政 コ ス ト	ΛΛΛ

- 「経常収益」には、「**使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」**を計上します。
- 「使用料及び手数料」には、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」の項目で、 ごみ有料化に関する項目を区分して表示します。
- 「補助金等収入」は、主に経常的な費用に対応する財源として、 移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものを計上します。

#### 行政コスト計算書には「経常費用」に対応する「経常収益」を計上します

様式第3号



#### ポイント

● 「経常収益」の「その他」には、3 Rに関する項目である「資源物等売却収入」「売電等収入」等を計上します。

# 4. 資産・負債一覧表について

## 資産・負債一覧表では資産と負債を計上し、ストックの全体像を明らかにします

様式第1号

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

(令和〇〇年3月31日現在)											
項目											
[資産の部]											
1 有形固定資産											
(1)土地	XXX										
(2)施設設備											
① 取得価額 XXX											
② 減価償却累計額 △XXX	XXX										
(3)車両等											
① 取得価額 XXX											
② 減価償却累計額 <u> </u>	XXX										
(4)建設仮勘定	XXX										
有形固定資産合計	XXX										
7 N L L C C L L L	, , , , ,										
2 無形固定資産											
(1)ソフトウェア	XXX										
(2) その他	XXX										
(2) てめ他 無形固定資産合計	XXX										
	XXX										
3 その他	***										
次 立 人 曰											
資 産 合 計 a	XXX										
[負債の部]	,,,,,,										
1 地方債	XXX										
2 長期未払金	XXX										
3 退職手当引当金	XXX										
4 その他	XXX										
負 債 合 計 b	XXX										
/ <del>**                                  </del>											
( 差 引 ) <sub>.</sub> 資 産 負 債 差 額 c											
(a - b) = c	XXX										

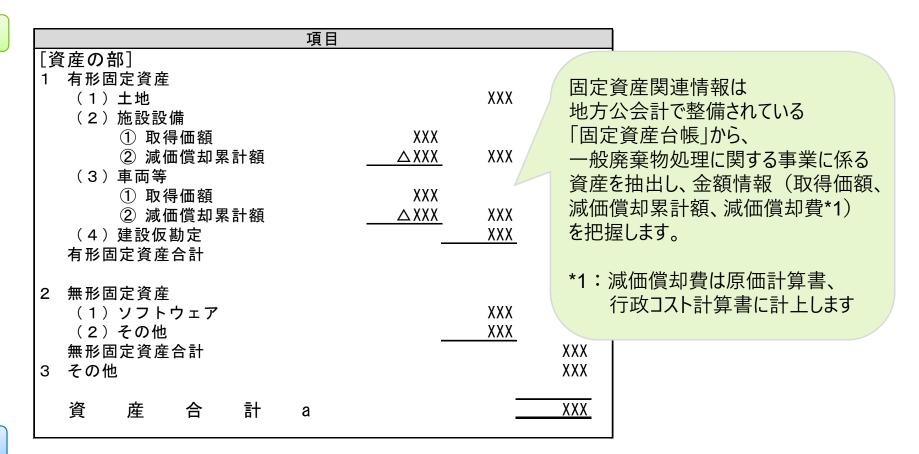
#### ポイント

● 「資産・負債一覧表」は「資産の部」と「負債の部」に区分して表示します。

## 4. 資産・負債一覧表について

## 資産・負債一覧表では資産、負債を計上し、ストックの全体像を明らかにします

#### 様式第1号

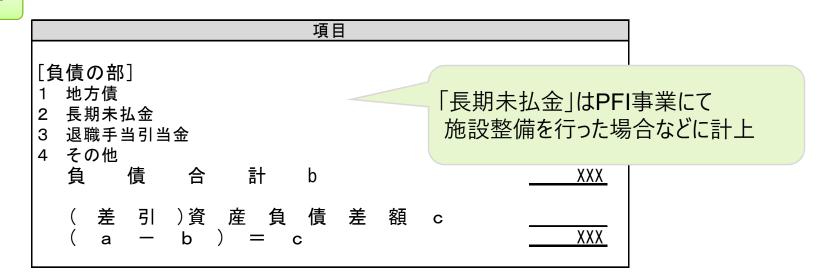


- 「資産の部」は「有形固定資産」「無形固定資産」「その他」の3つに区分して表示します。
- 有形固定資産には「土地」「施設設備」「車両等」「建設仮勘定」を計上します。
- 固定資産に関する情報は、各団体において整備済の**固定資産台帳の数値をもとに計上**します。 (財政、公会計担当部署との連携により、必要な情報を収集します)

## 4. 資産・負債一覧表について

#### 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の状況を明らかにします

#### 様式第1号



- 「負債の部」には、「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を計上します。
- 「地方債」は、公債台帳をもとに、施設整備等の財源として発行した**起債残高**を計上します。
- 「退職手当引当金」は、**地方公会計で計上されている退職手当引当金などを基礎**として計上します。

## 5. 注記情報について

## 財務書類の内容を補足するための情報を「注記」にて開示します

#### 様式第4号

#### 注記情報

- I. 財務書類の作成方針
- (1) 財務書類の作成方針

(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成しています。

- Ⅱ. 重要な会計方針の変更等
- (1)会計方針の変更
- (2) 表示方法の変更
- Ⅲ. 重要な後発事象
- (1)主要な業務の改廃
- (2)組織・機構の大幅な変更
- (3) 重大な災害等の発生

循環型社会形成推進交付金 に関する情報

(単位:千円)

#### Ⅳ. 追加情報

- (1) 3 Rに係る先進的な取り組み事例
- (2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

事業名	施設区分	竣工年度	左記の内、 国庫支出金及び 都道府県支出金

#### (3) 場外余熱等利用施設の状況

施設名	利用内容	余熱等供給形態
〇〇クリーンセンター	〇〇温浴施設、〇〇温水プール	蒸気、高温水
△△清掃工場	市民センター、△△老人福祉施設	高温水
		•••

- 財務書類作成の前提となる事項を 注記します。
- 具体的には、次の3項目です。
  - I.財務書類の作成方針
  - Ⅱ.重要な会計方針の変更等
  - Ⅲ.重要な後発事象
- IV.追加情報として開示する事項は次のとおりです。
- (1)3 Rに係る先進的な取り組み事例
  - ⇒ 3 Rに関する取り組みついての情報開示が 目的
- (2)循環型社会の形成に資する施設の整備状況
  - ⇒施設整備において、国等の補助金を活用 している状況についての情報開示が目的
- (3)場外余熱等利用施設の状況
  - ⇒住民等への還元状況、資源循環に関する 取り組みについての情報開示が目的

## 5. 注記情報について

#### 「その他特記事項」の項目では、各団体の状況に応じた内容を開示します

#### 様式第4号

注記情報



#### V. その他特記事項

- (1) その他有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- (2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- (3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- (4) 啓発活動に関する事項
- (5) その他

- V.その他特記事項には、 各団体の判断により各事業年度特有の状況や推進を進めている取組等を開示します。
- 記載内容は各団体で自由に設定することができますが、例示として5項目を示しています。